

指名停止措置一覧 (措置日順)

令和8年6月23日

措置日	措置期間			商号	所在地	措置要件	備考
令和7年7月31日	令和7年7月31日	～	令和8年7月30日	株式会社中央技術コンサルタンツ 関西支店	吹田市江坂町1-23-101	談合等	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、宮城県気仙沼市が発注した道路設計の一般競争入札において、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に逮捕されたため。
令和8年4月13日	令和8年4月13日	～	令和8年7月12日	高知建設株式会社	大阪市東住吉区杭全5丁目7番7号	建設業法等違反	令和7年2月17日付け及び同年8月7日付けで行われた経営事項審査申請(経営規模等評価申請及び総合評定値請求)において虚偽の記載を行い、令和8年3月26日付けで大阪府知事から建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたため。
令和8年5月14日	令和8年5月14日	～	令和8年8月13日	スバル興業株式会社 関西支社	大阪市北区中崎西二丁目4番12号	独占禁止法違反行為	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。 なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。
令和8年5月14日	令和8年5月14日	～	令和8年8月13日	日本ハイウェイ・サービス株式会社 大阪支店	大阪市中央区本町二丁目1番6号	独占禁止法違反行為	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けたため。 なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。
令和8年5月28日	令和8年5月28日	～	令和8年6月27日	株式会社クリーン工房 大阪支店	大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル8階	法令等違反	株式会社クリーン工房の元代表取締役が、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与していたことにより、令和8年3月27日に起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたことが、契約の相手方として不適当と認められるため。
令和8年6月18日	令和8年6月18日	～	令和8年7月17日	日本郵便株式会社 寝屋川郵便局	寝屋川市初町4-5	法令等違反	日本郵便株式会社の元使用人が、郵便物の回収業務を特定の事業者を受注させた見返りに現金を受け取っていたとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反容疑で警視庁に逮捕されたため。

指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止期間中、以下の制限を受けることとなります。

- ① 一般競争入札を実施する場合、指名停止業者の当該入札への参加資格は認められません。
- ② 一般競争入札で、当該入札への参加資格が認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者は入札に参加することはできません。
- ③ 指名競争入札を実施する場合、指名停止業者は指名を受けることはできません。
- ④ 指名競争入札で、指名後に指名停止業者となったときは、その指名は取り消されることとなります。
- ⑤ 指名停止業者は原則、随意契約の相手方となることはできません。
- ⑥ 指名停止業者への下請負、又は再委託をすることは禁止されています。